

R6 箕面滝道ワンウェイ観光周遊バス実証運行業務委託 仕様書

1. 業務名称

R6 箕面滝道ワンウェイ観光周遊バス実証運行業務委託

2. 業務目的

本市は明治の森箕面国定公園の自然資源と同公園内に点在する観光名所が最大の観光資源であり、リリース観光マップ目的地検索ランキングによると、「箕面大滝」と「勝尾寺」の目的地検索が最も多く両者を巡るニーズが高いが、車道にして約3.5 km離れた両所を結ぶ公共交通がなく、紅葉期は市民生活に支障を来すほどのマイカーによる交通渋滞が発生している。

また、本市の観光客のうち、山歩き層以外の電車利用者の観光ルートは、約2時間の阪急箕面駅と箕面大滝との往復観光にとどまり、上記ニーズの充足に至っていないばかりか、都心から電車で約30分というアクセスの良さと市内の観光名所をつなぐ二次交通の不足により観光客の滞在時間が短いことも課題となっている。

これら課題を解決するため、国のデジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）を活用し、観光名所を結ぶ二次交通としてバスを試行運行し、電車利用者が巡れる観光名所を2箇所を増やし、車を使わない新たな周遊スタイルを打ち出すこと、さらに、令和6年3月に北大阪急行延伸により市内に新たに開業した箕面萱野駅を利用し、阪急バス等により勝尾寺を訪れる観光客が箕面大滝まで足を伸ばせるような運行を実施することで、滞在時間の延長・消費促進を図ることを目的とし、運行時期・時刻や回数等の検証を行う。

なお、本業務は、令和4年度に箕面市観光協会により策定された「箕面観光戦略」における、アクションプランとして位置づけられたものであり、戦略に示す方向性に沿った内容を実施するものとする。

3. 履行場所

箕面市内

4. 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

5. 設計金額

34,993,200円（消費税及び地方消費税含む）

6. 業務内容

（1）運行にかかる前提条件について

以下の要件に基づくバスの運行を行うこと。

No.	項目	内容
1	運行期間	・令和6年7月6日(土)～令和7年3月30日(日)の土日祝日及び夏休み期間の平日(7月16日(火)～8月23日(金))の計106日 ※紅葉期(11月9日(土)～12月1日(日))及び年末年始(令和6年12月30日(月)～令和7年1月5日(日))は除く
2	運行方法	・乗合バス形式による運行 ・事業実施にあたり国土交通省への申請・届出は、運行事業者により行うこと。 - なお、上記の申請にあたっては、市も可能な限り協力を行う。
3	運行ルート	・箕面駅⇄箕面大滝(大日駐車場)⇄勝尾寺 ・詳細は「別紙1 運行ルート」のとおり
4	停留場所	・以下3箇所とする。 ①阪急箕面駅ロータリー内 観光バス乗降場 ②大日駐車場内 大型バス乗降場 ③勝尾寺敷地内 ・上記①②については、一般の観光バス等が乗客の乗降に利用している。
5	運行ダイヤ	・契約締結後、本市と協議の上決定する。 - 現行の運行ダイヤは「別紙2 運行ダイヤ」のとおり。 ・運行ダイヤA・Bは、それぞれ以下の運行日を予定している。 (運行ダイヤA) 運行期間中の土曜日及び休日前の日曜日・祝日 (運行ダイヤB) ダイヤAを除く運行期間中の日曜日・祝日及び夏休み期間の平日 ・上記ダイヤに加え、観光名所の夜間ライトアップ等の事業実施日については、ライトアップ終了時間に合わせたダイヤで運行すること。 <参考> 令和5年度のライトアップ実施日 ・7/15、22、29、8/5、12、19、26、2/10、17、24、3/2、9
6	使用車両	・運行ルート・ダイヤ等を考慮し、受託者において必要な台数を用意すること。 ・運行ルートとなる箕面ドライブウェイは、狭小箇所やカーブが多いルートであるため、以下の車両の使用とすること。 (小型車) 車両の全長7m以下または定員29名以下 ・車内においてCD-R等外部記憶媒体による音声放送が可能であること。(放送内容は、観光名所の解説等を想定。)
7	運行事業者の要件	・運行事業者は、平成30年3月30日付、近運自一公示第9号・近運自二公示第38号 公示 「一般貸切旅客自動車運送事業者

		及び一般乗合旅客自動車運送事業者による乗合旅客の運送の許可に関する審査基準について」に定める要件を満たすこと。
--	--	---

(2) 乗車券及び乗車料金の収受について

- ① 受託者は、バス車内等で乗車券の販売及び乗車料金の収受を行うこと。
 なお、乗車料金の収受方法については、現金及びキャッシュレス決済など多様な手法を検討し本市と協議の上決定すること。
- ② 受託者は、利用者から④に記載する乗車料金の収受及び利用者に対し乗車券の発行を行うこと。
 なお、発行する乗車券の種類（紙媒体もしくはデジタル）は問わない。
- ③ 乗車券の寸法・デザイン等は、受託者が提案し、市と協議の上、受託者の負担により作成すること。
- ④ 乗車料金は以下のとおりを基本とする。

券種	金額	備考
1日乗車券	大人（中学生以上）： 2,000円 子ども（3歳以上）： 1,000円	・乗車停留場所に関わらず、一律料金とし、当日に限り乗降自由とする。 ・初回乗車時に左記料金を収受する。 ・乗車時に利用者から乗車券の提示を受け、当日の再乗車であることを確認できた場合は、乗車料金を徴収しない。
区間乗車券	700円	・一区間ごとに700円とする。 ・大人・子ども共通料金とする。

※乗車料金については、実証運行の実施状況に鑑みて変更する可能性がある。

- ⑤ 収受した運賃は、本市が指定する方法で納入すること。
 なお、納入頻度、期日等については本市と協議の上決定する。

(3) 運行中の乗降人数等の集計等について

- ① 受託者は、停留場所毎の乗車券販売数及び乗降人数を集計し、記録すること。
- ② 受託者は、運行日毎の気象状況（気温、天候）を記録すること。
- ③ 受託者は、本市が作成する利用者アンケート（デジタル方式を想定）の回収率向上に努めること。

(4) 各停留場所における表示物等について

- ① 各停留場所には、利用者に対し当該場所が本事業の停留場所であることが分かるよう必要情報の表示を行うこと。
- ② 表示にあたり必要な申請手続き及び表示物の作成等は受託者にて行うこと。

(5) 利用者への周知について

受託者は、本実証運行の利用促進のため運行日には看板を設置する等利用者への周知を実施するとともに、本市が行う周知活動に協力すること。

なお、本市において別途、チラシ、ポスター等の広報物の制作を予定している。

(6) 安全な運行に係る取組について

- ① 受託者は、関係法令等を遵守し、安全な運行を行うこと。
- ② 本事業実施場所の立地条件等を踏まえ、各停留場所における入出庫や転回時の方法等について十分な安全対策を講じること。

(7) 事故、災害発生時等の対応について

- ① 運行に際し、本市、受託者及び関係機関の連絡先等が記載された緊急連絡網を作成し、緊急時等の連絡体制を明確にすること。
- ② 交通事故等のトラブル発生時は、受託者が迅速かつ的確な対応を行い、①にて作成された連絡体制に基づき、随時、本市に対し報告を行うこと。
なお、事故報告書等の作成を本市が求めた場合は、遅滞なく作成・報告を行うこと。
- ③ 受託者は、各種保険への加入等を含め、事故等への備えに万全を期すこと。
- ④ 受託者は、台風等の荒天や災害、その他やむを得ない事由が発生し、又は発生の恐れがあるときは、本市と速やかに運行に関する協議を行い、必要な対応をとること。
- ⑤ 前項の事由により運休等が発生する場合は、本市及び受託者の双方において、利用者への情報提供を的確にかつ迅速に行うこと。

(8) 運行業務の報告について

- ① 受託者は、以下の項目について、毎月、本市に対し報告を行うこと。
 - (ア) 運行日毎の各停留場所における乗車券の販売数及び販売金額。((3)-①により集計したもの)
 - (イ) 運行日毎の各停留場所における乗降人数。((3)-①により集計したもの)
 - (ウ) 運行便毎の利用人数。
 - (エ) 運行日毎の運行日報。(任意様式)
 - (オ) 運行日毎の気象状況。((3)-②により集計したもの)
 - (カ) インバウンドの利用人数。
 - (キ) その他、本市が必要と求める事項。
- ② 受託者は、前項の事項を毎月10日までに本市と定例会議を開催し報告すること。
なお、会議の開催形式は問わない。

(9) その他

- ① 1日乗車券(大人)の運賃収入の30%以内を活用し、本実証運行バスの利用促

進、滝道ワンウェイ観光の促進及び消費の活性化に資するクーポン券事業を実施すること。ただし、クーポン券事業におけるクーポン券利用可能店舗については、箕面市及び箕面市観光協会と協議の上、決定すること。

なお、上記提案に活用する運賃収入の30%には、受託者の手数料等を含むことも可とする。

※「滝道ワンウェイ観光」とは、大日駐車場を下車し、箕面駅までの滝道を徒歩で下り観光すること。

- ② 本市が実施しようとする、本事業に関連した地域活性に資する取り組みに協力すること。
- ③ 本業務の運行実績や他事例等を踏まえ、将来的な本ルートを運行するバスの自走を見据えた提案（運行手法、運行ルート・ダイヤ等）を行うこと。
- ④ バス利用者の利便性向上に資する取り組みや他の交通機関との連携について提案すること。
- ⑤ その他、受託者の知見を活用し本市にとって有益な内容について提案を行うこと。

7. 損害賠償について

本業務実施において、利用者及び第三者の生命・身体並びに財産に損害を与えたときは、受託者がその責めを負うこと。ただし、受託者の責によらない場合は、この限りではない。

8. 委託料の支払い

- (1) 委託料は、9回払いとする。
- (2) 受託者は、「6－(8) 運行業務の報告について」により、本市へ書面により報告を行い、検収を受けた後、当該月分の請求書を提出すること。
- (3) 市は、前項により受託者から請求書の提出があったときは、請求のあった日から30日以内に支払うこととする。

9. 成果品

受託者は、業務完了届とともに以下の成果物を市へ納品すること。なお、業務計画書一式については、契約締結後14日以内に市に提出すること。

成果物	内容	納入方法
業務計画書一式	本事業の全体スケジュール及び事業実施体制図は必ず含むこと。	紙、DVD
運行結果一式	本事業の運行結果（利用者数、運行便数、販売実績、運行日報等）一式。 なお、結果の分析を行うため、編集が可能なデータ形式（Word, Excel, PowerPoint 等）とすること。	紙、DVD

作成物一式	停留場所における表示物、利用者への周知物や乗車券等、本業務期間中に作成した表示、広告物、発行物等。	紙、DVD
その他	本市が必要と認めるもの。	

10. 業務終了後の引き継ぎ

本業務委託満了等により業務委託契約が終了、または受託者が変更となる場合には、委託者及び業務を引き継ぐ事業者に対し、安定して円滑にバスの運行が継続できるよう業務の引き継ぎを行うこと。

11. その他

- (1) 受託者は、業務の実施にあたり、関係法令及び条例を遵守すること。
- (2) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、請け負わせてはならない。
- (3) 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。
- (4) 本業務を履行するにあたり必要な各種申請手続き等は、原則、受託者の負担により行うこと。
- (5) 業務内容及び業務の遂行上知り得た事項は、市の承認を得ないで他に漏らし、または本業務以外の目的に使用してはならない。契約期間が終了、又は契約が解除された後においても同様とする。
- (6) 本仕様書業務内容の変更、業務の実施にあたり疑義が生じた場合や本仕様書に定めのない事項については、市と受託者の協議により定めることとする。